

令和5年度 一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

1 巡回指導

適正化事業指導員は一般貸切旅客自動車運送事業者の営業所を訪問による対面又は非対面（WEB、電話）により、対面の場合は、事業者（事業者が法人の場合はその代表者又は役員）、運行管理者、整備管理者等への道路運送法等の遵守に関する指導を行うとともに、当該事業に関するヒアリング及び関係帳票類の確認を行うこと、また非対面の場合は、事前に一定の書類の提出を求め、詳細に確認を行うことにより、輸送の安全を阻害する行為が確認された場合においては改善に向けた指導を行う。

また、近畿運輸局への通報の対象となる特定の違反を確認した場合には、近畿運輸局への通報を行うとともに、改善に向けた指導等に関して、近畿運輸局に協力する。

（1）巡回指導の対象とする地域

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県

（2）巡回指導の実施体制等

① 適正化事業指導員（以下「指導員」という。）の研修

巡回指導を実施するにあたっては、首席指導員は近畿運輸局の協力を得て指導員の研修を行い、必要な知識・能力を習得させる。

② 巡回指導の実施体制

専任指導員6名と非専任指導員2名（首席と事務員）による基本3班（1班2名）体制で、対面（営業所へ訪問）又は非対面（WEB、電話）で行う。

（3）巡回指導実施計画

① 対象営業所数 506

（令和5.2.1現在の営業所数から国の継続監視対象事業者を減じたもの。）

② 令和5年度の年間業務日数は240日。この内、1週約3日～4日を実施日とする。ただし、盆・年末・年始等の一定期間を除く。

③ 各月ごとの巡回指導実施日数は別表のとおりとする。

なお、実施にあたっては、月ごとに、近畿運輸局自動車監査指導部と事前に協議を行い、予定件数及び対象営業所（対面、非対面の別）を決定する。

別表

巡回指導実施日数

令和5年度	業務日数	巡回指導日数
4月	20日	16日
5月	20日	16日
6月	22日	18日
7月	20日	15日
8月	22日	15日
9月	20日	16日
10月	21日	16日
11月	20日	16日
12月	20日	13日
1月	19日	13日
2月	19日	15日
3月	20日	15日
合計	240日	184日

2 啓発活動

(1) 一般貸切旅客自動車運送事業類似行為の防止を図るための啓発活動

近畿運輸局及び各府県のバス協会と協力して一般貸切旅客自動車運送事業類似行為（いわゆる「白バス行為」）の防止を図るとともに、利用者に対する白バス行為の違法性・危険性に関する啓発活動を行う。

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業における輸送秩序維持のための啓発活動

関係機関との連携により、事故防止、輸送秩序維持に関する啓発活動を行う。

3 苦情処理及び調査業務

利用者から寄せられる一般貸切旅客自動車運送事業に関する苦情・要望等について、電話、書面及びインターネット等により受付を行い、受け付けた内容は、事業者及び関係団体に通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。

また、内容により近畿運輸局と連携して、事業者及び関係団体に改善を求めるなどの適正な処理を行う。

以上